



# 連協道路ニュース

発行 横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会 事務局  
Tel 045-893-4877 <http://renkyoueditor.web.fc2.com/>  
Mail: renkyoueditor@mail.goo.ne.jp

第288号

(創刊 1988.12.14)

2013.09.15.

## 道路予定地ウソ問題 再び法廷の場へ

大林不動産が湘南桂台の宅地分譲に当たり、実際は高速横浜小田原線用地として確保された道路予定地を幹線街路(一般道路)用地と偽って宅地を販売し、住民がこれを信じて宅地を購入した「要素の錯誤訴訟」の第一回口頭弁論が9月5日午前10時から横浜地裁で開かれ、雷雨にも拘らず多数の住民が参加して傍聴席を埋め尽くす中、審理が進められた。

被告大林不動産は原告住民の訴状に対する答弁書で、「道路予定地ウソ問題は平成10年～14年に湘南桂台と庄戸の住民38名が原告となり、横浜市と大林不動産、三井不動産などによる共同不法行為として裁判が行われ、地裁、高裁、最高裁がいずれも原告らの訴えを棄却して問題は決着済みであり、同じ裁判を蒸し返すのは不適法であるから却下して裁判を打ち切るべきである。」と主張した。

しかし志村裁判長はこれを採らず、裁判を続行することとし、原告に対して被告への反論に要する期間を聞いた上で、次回口頭弁論を10月31日午後1時30分と決定した。

こうして裁判が続行することとなったので原告は今後次の事を主張していく。

一つは前回の訴訟(前訴)は横浜市と大林不動産に対する共同不法行為であるが、今回は大林不動産だけを被告とし、道路予定地を一般道路用地と偽って記載した物件説明書を配布し、宅地を販売して原告に瑕疵のある物件を購入させたことに対して不当利得返還請求を行なうもので、前訴の繰り返しではないことである。

もう一つは、住民らが重要行政文書など確かな証拠を提出して横浜市と開発業者の共同不法行為を立証したにも拘わらず、前訴の判決はこれを一切認めず、確かな証拠のない被

告側の主張を全面的に採用して原告らの訴えを棄却した。

今回の訴訟を絶好の機会として、証拠を徹底的に検証し前訴の判決が著しく不公正なものであることを明らかにする。こうして今回公正な裁判がおこなわれる限り、原告の訴えは必ず認められるはずである。(法都計部)

## どけ 「退け」と言われて25年

高速道路が当地区を通過することを平成元年に知らされてから、25年が経過しました。その間に、予定地の5軒の方が引っ越しされました。理由はいろいろですが、この計画がなければと思うと非常に残念です。

NEXCOの用地担当者が地権者の所に立退き交渉に時々来ていますが、昨年の事業評価監視委員会以降、担当者の対応に変化がでております。物腰も言い回しも相変わらず穏やかなのですが、「公共の利益のため、多少の犠牲はやむを得ない」、「境界を決めるための測量を拒否していることで、近隣に迷惑をかけている」など威圧的な言動が目立つようになっております。事業継続というお墨付きをもらったので遠慮はいらないとでも思っているのでしょうか。

9月には飯島地区で本線掘削土を搬出する為の工事用道路工事が予定されています。いよいよ本工事に向けた準備が始まるようです。平成元年に、横浜市が当自治会で開催した「非公式説明会」で、本計画は決定で、中止、変更などはあり得ないと言っていましたが、結局、住民の理解を得ると言っていたのは時間稼ぎの方便にすぎなかったようです。私共は、この高速道路が必要だとは思いません。道路を造ることになったから「退きなさい」という考え方が許せません。

(大船富士見台 佐藤昇)

## 見切り発車的事業の進捗を許さない！

NEXCO 東日本は、横環南線の沿線で共有地等障害のない区間の事業を強引に押し進めている。一つは、本年7月8日付けで「上郷地区構造物設計」の入札者の公募であり、二つ目は、8月1日付け「飯島地区整備工事」の競争入札の公示である。

西ヶ谷ハイツでは、4月と8月の2回に分け事業者説明会を開催した。説明会の内容は上郷～上之間の開削ボックス及び遊水地の擁壁構造等の詳細設計と施工計画の検討を行うというものであり、NEXCOの現行案の説明であった。この案からすると現在、西ヶ谷ハイツと上之町との間にある緑地は完全に喪失し、環境は一変する。遊水地にしても最近では1時間に50～100ミリのゲリラ豪雨が全国で頻発しているが、従来の容積で十分かは疑問である。

また、桂トンネルができると左右500m範囲内で地盤沈下が起こる可能性も指摘した。しかし、これらの疑問には的確な回答はない。日本の安全神話はすでに崩壊しているのが現状であり、想定外は許されない。

説明会に参加した住民からは、「本事業計画は25年以上を経過し、この間高速道路がなくても何の支障もなかったのだからすでに必要な道路ではない」との意見が出された。また、「そんなに作りたいのなら環状4号線の下を笠間方向に向けトンネル方式に計画変更すべきでは」等々意見が出され、多くの住民は今なお計画そのものに疑義があると訴えた。

なぜ、そんなに急ぐのか？ 庄戸地区ではボーリングすら完了していないし、朝日平和台では用地買収も途上であり、共有地区も同じ問題を抱えているのが現状である。こうした中で見切り発車的事業の進め方は大いに問題である。

また、昨年12月の事業評価監視委員会への質問事項や今まで各地区から出された質問等なら回答をえていないのである。こうした問題を解決せずして事業を進行させることは絶対許されるものではない。即刻、入札を取り消すべきである。

今後も沿線住民は、連協とともに本計画の抜本的見直しを主張していく。

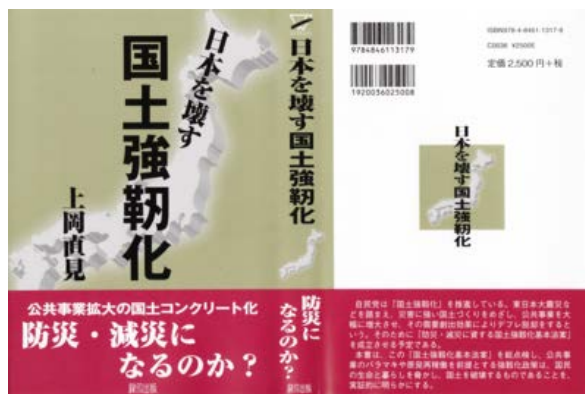
(西ヶ谷ハイツ、連協副会長 高村)

## 「日本を壊す国土強靱化」

連協ではおなじみの上岡直見さんがこの8月に上記の本を出版しました。彼は連協の理解者であり、4年前の事業者を相手にした質問集会で費用対効果(B/C)の問題で代表質問をしてくれましたし、現在もご指導を頂いています。

秋から始まる国会で内閣府参与の藤井聡氏が主張する「国土強靱化計画」が政府与党の後押しで「防災・減災に資する国土強靱化法案」として審議されます。この著作ではこれは日本を壊す大変な計画であるとして真っ向から対峙して鋭く反論を展開しています。この主張に基づいて公共事業改革市民会議が発足し連協も参加しています。

皆様にはこの本を座右に置かれて日本の状況をデータで確認しこの運動を理解して頂くことを願い、連協として30部購入しました。賛同される方は事務局にお申し付けください。特別価格でお分けします。



## 対外活動報告

- 08/05 情報開示請求(国交省)に関する意見書を内閣府情報公開保護審査会に提出
- 08/20 かながわ大気汚染・道路公害連絡会
- 08/22 公共事業改革市民会議世話人会(会長)
- 08/31 道路全国連幹事会(会長、名古屋)
- 09/05 湘南桂台地区の土地販売に関する要素錯誤訴訟裁判(横浜地裁、傍聴18名)
- 09/05 横浜市情報公開室(3名)
- 09/05 井上さくら議員訪問(会長、市議会)
- 09/08 スーパー堤防緊急集会(会長、小岩)
- 09/11 スーパー堤防第9回口頭弁論傍聴(会長、東京地裁)